

新	旧
<p>（前金払） 第34条（略） 2～7（略） 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等） 第45条（略） 2（略） 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置） 第49条（略） 2（略） 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。 4～8（略）</p>	<p>（前金払） 第34条（略） 2～7（略） 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等） 第45条 2（略） 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置） 第49条（略） 2（略） 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。 4～8（略）</p>

新	旧
<p>（前金払） 第34条（略） 2～5（略） 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 [注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等） 第41条（略） 2（略） 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置） 第46条 この契約が解除された場合において、第34条（第37条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条（第37条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。 3～7（略）</p>	<p>（前金払） 第34条（略） 2～5（略） 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 [注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等） 第41条（略） 2（略） 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置） 第46条 この契約が解除された場合において、第34条（第37条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条（第37条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。 3～7（略）</p>

新	旧
<p>（前金払） 第34条（略） 2～5（略） 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 [注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等） 第41条（略） 2（略） 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置） 第46条 この契約が解除された場合において、第34条（第37条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条（第37条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。 3・4（略）</p>	<p>（前金払） 第34条（略） 2～5（略） 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 [注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等） 第41条（略） 2（略） 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置） 第46条 この契約が解除された場合において、第34条（第37条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条（第37条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。 3・4（略）</p>

新	旧
<p>（履行遅滞の場合における損害金等） 第31条（略） 2（略） 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第26条第2項若しくは第27条第5項の規定による業務委託料又は部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>（履行遅滞の場合における損害金等） 第31条（略） 2（略） 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第26条第2項若しくは第27条第5項の規定による業務委託料又は部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>

○発注者支援業務等委託契約書の制定について（平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号）（抄）

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>（履行遅滞の場合における損害金等） 第42条 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>（履行遅滞の場合における損害金等） 第42条 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>